

静岡県立沼津工業高等学校生活会館兼同窓会館「不撓館」管理規定

不撓館は、沼津工業高校創立70周年を記念し、平成19年6月(2007年)、先輩各位のご芳志により建設された生徒のための生活会館である。

その目的は、主として本校の生徒が部活動、生徒会活動、研修活動等、運動面と学習面の集団生活を通じて、校訓「不撓」の精神を学び、自己研鑽の気風を育て、質実剛健、文武両道を兼ね備えた人材を育てるための教育の場として活用する。さらに、同窓会活動及び地域住民の生涯学習の場としても使用する。なお、使用する場合は、次の「不撓館」使用規定を遵守しなければならない。

不撓館使用規定

第1章 使用目的

第1条 本校教育活動を優先し、同窓会、PTA、後援会の活動に寄与貢献する。

第2条 前条以外の団体が使用する場合、教育、文化、スポーツ活動に寄与することを使用目的とし、以下の場合に限る。

- 1) 本校職員及び同窓生がその団体責任者である場合
- 2) 校長が特に認めた場合

第2章 使用時間等

第3条 本校教育活動は、本校職員が付き添える時間範囲の使用とする。

第4条 本校教育活動以外の使用について申請があった場合は個々に対応する。

第5条 生徒登校禁止日(入試、その他校長が定めた日)の使用はできない。

第3章 使用手続き等

第6条 使用を希望する団体の責任者は、使用日の2週間前までに申し込みを行う。使用許可は原則として先着順とする。長期休業中の合宿等で使用する場合は、申請期間を設け、生徒指導部(部活動係)の指導の下で、その該当する関係団体間で調整を行う。また、申請期間終了後の使用希望は原則的には認めない。しかし、使用のない日に限り考慮することもある。なお、その場合は、使用願を提出し受理された早いもの順に優先権があるものとする。

第7条 使用申し込みは、「不撓館使用願」を館長(夏期休業中の場合のみ部活動係)へ提出する。次に、校長の承認を得た後、「不撓館使用許可証」「不撓館使用報告書」と鍵を事務室より受け取る。

第8条 使用責任者は、退館時に、鍵を事務室に返却するとともに「不撓館使用報告書」を事務室へ提出し、維持管理費等の精算を行う。なお、時間外等で事務室が不在の場合は翌日すみやかに返却する。

第9条 同一時間帯での複数団体の使用は原則として許可しないこととする。また、合宿中、合宿を伴わない団体との重複も原則として認めないとする。

第4章 維持管理費等

第10条 維持管理のため以下のとおり維持管理費を徴収する。

1) 宿泊を伴う場合

本校生徒は1名につき1泊	100円
他団体は1名につき1泊	200円

2) 宿泊を伴わない場合

本校関係団体	無料
本校関係以外の団体	500円

附則

- 1)この規定は、平成19年7月1日より施行する。
- 2)今年度の館長は、暫定的に処置する。来年度は校務分掌から外し独立する。

「不撓館」使用心得及び使用上の注意

1 入館について

- 1)館内は土足厳禁。入館の際は、館内備え付きの不撓館用スリッパを利用すること。

2 入館中について

- 1)使用に当たっては、責任者が全般的な責任を持ち、諸注意を徹底し、所期の目的を達成するように指導・管理に当たる。
- 2)消灯以降のエアコンの使用は禁止とする。
- 3)21時00分以降の騒音は周囲の住民の迷惑をかけるために注意する。
- 4)使用しない部屋のエアコン、入浴が終了したときのボイラーのスイッチは必ず切る。
- 5)排煙ボタンは緊急時以外さわらない。

3 退館について

- 1)宿泊を伴わない使用の際には、使用した部屋、及びトイレ、出入り口の清掃を行う。また、宿泊を伴う使用の際には、館内外全域の清掃を十分に行う。いずれの場合も、清掃完了後に使用責任者が点検を行い、使用日誌ノートにチェック項目などを記入する
- 2)汚濁、破損等の箇所があった場合は、館長が事務長に届け出をして指示を受ける。
- 3)電源スイッチ、ガス栓、施錠の確認をする。
- 4)室内保護のため、レースカーテンは閉めた状態にしておく。
- 5)使用に際して出たゴミは、責任を持って使用団体で処分を行う。
・普段、学校で行っているゴミ処理と同じ方法で行う。また、ゴミ袋は沼津市指定のものを使用する。

4 その他

- 1) 著しく使用状態が悪いが、使用心得に反する行為があった場合は、使用許可を取り消すことがある。
- 2) 必要箇所以外の電灯は消灯し、節電・節水に心がける。
- 3) 合宿時において炊事場にある冷蔵庫は利用して良いが、退出の際には、衛生上必ず中を空にする。
- 4) 2階の排煙設備には絶対手を触れない。
- 5) 公共の施設であることを忘れず、全館禁煙とする。また、私的なものは館内に持ち込まないようにする。
- 6) 修繕が必要な箇所や、次の利用者に申し送りしたいことがある場合は、「不撓館使用報告書」の備考欄に記入しておく。
- 7) 女子の合宿としての宿泊は原則として禁止する。
- 8) 不撓館内での飲食は多目的ホールのみを使用とする。ただし、自炊は禁止する。
- 9) 部活動としての使用はできない。
- 10) シャワーまたは入浴だけの使用はできない。

「不撓館」使用細則(生徒心得)

生活規律

- 1) 入館時、退館時には必ず入館式、退館式または、オリエンテーションを行い、その目的、意義を確認する。
- 2) 研修計画を作り規律ある生活をする。
- 3) 集団生活の規律を守り、他人に迷惑をかけない。
- 4) 施設、設備を大切にすること。(破損や紛失した場合、顧問教師に申し出ること。故意や過失の場合、弁償を求めることもある。)
- 5) 履物は下足箱に入れ、館内は不撓館用スリッパを使用すること。
- 6) 使用後は清掃し、もとの状態に戻し、戸締まり・消灯を確認し施錠する。
- 7) 火気使用の場合は、火気の後始末を厳重にし、顧問の点検を必ず受ける。
- 8) 管理人室、ボイラー室への立ち入りは禁止する。